別紙[Ⅱ]

産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

〇排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値

排ガスについては、セメント焼却炉の煙突から排出されるガスによるものであり、大気汚染防止 法に基づき、排出基準値以下で管理可能である。

具体的には、当工場における排出基準は以下のとおりであり、規制値を下回り特段問題無く操業している。

項目	排出基準値
ばいじん(ダスト)濃度	0.08 g / N m²
硫黄酸化物	1
窒素酸化物	450ppm
塩化水素	700mg∕N m³

当工場の平成18年のダイオキシン類及び塩化水素の測定結果を示しました。

	H18. 2	H18, 4	H18.6	H18. 8	H18. 10	H18. 12
塩化水素(ng/Nm³)	5. 2	4.0	2.2	0.6	1.3	2.8
ダイオキシン類	0.0057		0.032	0.0061		0.0047
(ng-TEQ/Nm²)	(3月)			- (9月)		ļ

○排ガスの性状、放流水の水質の測定頻度に関する事項

硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん濃度は2ヶ月に1度、塩化水素は6ヶ月に1度、ダイオキシン類は3ヶ月に1度、放流水は生活排水のみである事から、生活環境保全上支障をきたす恐れはない。

○その他廃棄物処理施設等の維持管理に関する事項

対象廃棄物は、全て工場内でセメント製造の原料・燃料代替として自社処理されるため、最終処 分場或いは、他社へ処理委託する二次廃棄物は発生しません。

(別紙2の3)

İ	廃棄物の飛散・	The second of th
	流出及び悪臭の	に一時蔵貯後、セメントキルンで焼却処理する。
放	飛散防止方法	各工程における集塵設備も整っており、飛散防止は万全で
		ある。
割		
	騒音、振動及び	電気集塵機、遮音塀等を設置しているとともに従来から
等		
"	止方法	本国のこれ自動血動圧を相心に動血に対めている。
0		
100		
411-	do ===== 7	this protect
維	1	A CANADA
1	えその他の害虫	ため害虫は発生しない。
持	発生防止方法	
管		
Į	放流水(未処理	社外試験機関に依頼する。
埋	水を含む。)の	(PH、BOD、COD、SS、大腸菌郡数、油分は、
	水質検査方法・	1回/月、その他については1回/年)
10	頻度	(現状については試験成績表参考)
		(Sport of the branch of the base of the sport of the spor
概	排ガスの検査方	大気汚染防止法等に従って、1回/2ヶ月毎に自社測定
196	法・頻度	1
要	伍·炽及	する。 (窒素酸化物、硫黄酸化物、ぼいじん)
癸		
ĺ	mbran Mir - talk di	
ł	諸設備の点検体	セメント工場における既存職制を通じて点検管理する。
	制・点検責任者	
	(職・氏名)	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *
		# # # # # # # # # # # # # # # # # # #
70)他参考となる事	
項	- 1m %	
-,,		
		I .
	ļ	
		*
	1	•